坂出市地方就職学生支援事業補助金交付要綱

　（目的等）

第１条　この補助金は，東京圏（埼玉県，千葉県，東京都および神奈川県をいう。以下同じ。）から坂出市（以下「本市」という。）へ移住するに当たり，香川県内企業等への就職に係る採用選考に要する経費を補助することにより，本市への移住・定住および就職の促進による地域の活性化を図ることを目的とする。

２　坂出市地方就職学生支援事業補助金（以下「地方就職支援金」という。）の交付については，坂出市補助金等交付規則（平成１２年坂出市規則第３３号）に定めるもののほか，この要綱に定めるところによる。

　（定義）

第２条　この要綱において，「地方就職学生支援事業」とは，国のデジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ（移住・起業，就業型））を活用して香川県が県内市町と連携して実施する，移住する学生を支援するための補助事業をいう。

　（地方就職支援金対象者）

第３条　地方就職支援金の交付を受けることができる者（以下「地方就職支援金対象者」という。）は，移住等に関する要件を満たし，かつ，就業に関する要件を満たす者とする。

２　前項の「移住等に関する要件」とは，次の各号のいずれにも該当することをいう。

(1) 移住元に関する要件　次のアおよびイのいずれにも該当すること。

　ア　大学の卒業年度において，東京都内に本部がある東京圏のうちの条件不利地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和３年法律第１９号），山村振興法（昭和４０年法律第６４号），離島振興法（昭和２８年法律第７２号），半島振興法（昭和６０年法律第６３号）または小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和４４年法律第７９号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）をいう。以下同じ。）以外のキャンパスに原則４年以上在学し，当該大学を卒業する見込みであること。

　　イ　大学の卒業年度において，条件不利地域を除く東京圏内に継続して在住していること。

(2) 移住先に関する要件　次のアおよびイのいずれにも該当すること。

ア東京圏以外の地域または東京圏のうち条件不利地域に所在する企業に就職することが内定しており，内定が卒業年度の１０月１日以降に出されていること。

イ卒業後にアに掲げる企業に就職し，本市に居住する意思を有していること。

(3) その他の要件　次のアからエまでのいずれにも該当すること。

ア暴力団等の反社会的勢力または反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

イ日本人または外国人であって，永住者，日本人の配偶者等，永住者の配偶者等，定住者，特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。

ウ地方就職支援金対象者を含む全ての世帯員が，坂出市東京圏ＵＪＩターン移住支援事業補助金交付要綱（平成３１年坂出市要綱第４１号）の規定による補助金の交付を受けていないこと。

エその他市長が地方就職支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。

３　第１項の「就業に関する要件」とは，次の各号のいずれにも該当することをいう。

(1) 就業先に関する要件

ア勤務地が香川県内に所在すること。

イ風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）に定める風俗営業者でないこと。

ウ暴力団等の反社会的勢力または反社会的勢力と関係を有する法人等でないこと。

エ官公庁等（第三セクターのうち，地方公共団体から補助を受けている法人を除く。）ではないこと。

オ地方就職支援金対象者にとって３親等以内の親族が代表者，取締役などの経営を担う職務を務めている法人等でないこと。

(2) 就業条件等に関する要件

ア週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業する見込みであること。

イ香川県内への勤務地限定型社員として採用予定であること。

（地方就職支援金の交付）

第４条　市長は，地方就職支援金対象者に対し，前条第２項第２号の企業に就職するために卒業年度の６月１日以降の採用選考に要した，経済的かつ合理的な通常の経路および方法により旅行した往復交通費のうち，１回分の経費の２分の１の額と４３，３００円のどちらか低い額を補助金として交付する。

２　前項において，地方就職支援金対象者が，宿泊料等と往復交通費が合算されたパック旅行などを利用した場合は，合計額から１夜につき別表に掲げた該当する費用を差し引いた金額を往復交通費とみなす（宿泊料等と往復交通費の内訳が明確に分かる場合を除く）。

３　交付回数は，１人１回を限度とする。

（交付の申請）

第５条　地方就職支援金対象者は，地方就職支援金の交付を受けようとするときは，坂出市地方就職学生支援事業補助金交付申請書（様式第１号）（以下「交付申請書」という。）を市長に，当該年度の２月末日までに提出しなければならない。

２　地方就職支援金対象者は，次に掲げる書類を交付申請書に添えて市長に提出しなければならない。

(1) 官公署の発行した免許証，許可証または身分証明書で，本人の写真を貼付したものの写しまたはこれらに準ずる書類で市長が適当と認めるもの（提示により本人確認できる書類）

(2) 地方就職支援金対象者が日本国籍を有しない者である場合は，永住者，日本人の配偶者等，永住者の配偶者等，定住者，特別永住者のいずれかの在留資格を証明するもの

 (3) 交付申請書に記載した交通費の領収書

(4) 内定先企業による証明書（様式第２号）

(5) 在学証明書（大学等所定の様式のもの）

(6) 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める書類

（交付の決定）

第６条　市長は，前条の規定による申請があったときは，その内容を審査し，地方就職支援金を交付すべきものと認めたときは，交付の決定を行い，坂出市地方就職学生支援事業補助金交付決定通知書（様式第３号）により，地方就職支援金対象者に通知する。

２　市長は，前項の決定に際して必要な条件を付すことができる。

（地方就職支援金の交付）

第７条　地方就職支援金は，前条第１項の規定により交付の決定をした後に交付するものとする。

（交付決定の取消し等）

第８条　市長は，前条の規定により地方就職支援金の交付を受けた者（以下「地方就職支援金受給者」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは，地方就職支援金の交付の決定の全部または一部を取り消すことができる。ただし，内定企業の倒産，災害，病気等のやむを得ない事情として，市長が認めた場合は，この限りでない。

(1) 虚偽の申請であることまたは居住，就業の実態がないこと等が明らかになった場合

(2) 地方就職支援金の申請日から１年以内に要件を満たす就業先への就業を行わなかった場合

(3) 地方就職支援金の申請日から１年以内に坂出市に転入しなかった場合（ただし，申請時に既に坂出市に住民票がある場合を除く。）

(4) 地方就職支援金の申請日から１年以内に要件を満たす就業先を辞した場合（ただし，退職日から３月以内に香川県内の別の企業に就職する場合を除く。）

(5) 坂出市への転入日から５年以内に坂出市から転出した場合

２　市長は，前項および第５項の規定により交付決定の全部または一部を取り消した場合は，坂出市地方就職学生支援事業補助金交付決定取消通知書（様式第４号）により，通知するものとする。

３　地方就職支援金受給者は，本市が居住確認のための立入調査等を行う場合は，これに応じなければならない。

４　地方就職支援金受給者は，地方就職支援金の申請日の属する年度の次年度から５年間，毎年度，３月１日から３月３１日までに，市長に現況届（様式第５号）を提出しなければならない。

５　市長は，地方就職支援金受給者から前項に規定する書類の提出がない場合または第３項に規定する立入調査等を拒否した場合等で補助対象者の居住が確認できないときは，交付決定を取り消すことができる。

（返還請求）

第９条　市長は，前条の規定により交付決定の全部または一部を取り消した場合は，既に支給した補助金の全部または一部の返還を命ずることができる。

２　市長は，前項の規定により補助対象者に損害が生じることがあってもその賠償の責めを負わない。

３　第１項の規定による返還金額は，次の各号に掲げる場合の区分に応じ，当該各号に定める額とする。

(1) 虚偽の申請等が明らかになった場合　全額

(2) 地方就職支援金の申請日から１年以内に要件を満たす就業先への就業を行わなかった場合　全額

(3) 地方就職支援金の申請日から１年以内に本市へ転入しなかった場合（申請時に既に本市に住民票がある場合を除く。）　全額

(4) 地方就職支援金の申請日から１年以内に要件を満たす就業先を辞した場合（退職日から３月以内に香川県内の別の企業に就職する場合を除く。）　全額

(5) 本市への転入日から３年未満で市外へ転出した場合　全額

(6) 本市への転入日から３年以上５年以内に市外へ転出した場合　半額

（補則）

第１０条　この要綱に定めるもののほか，必要な事項は，市長が別に定める。

　　　付　則

　この要綱は，令和６年１０月１日から施行する。

別表（第４条関係）

宿泊料等

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 宿泊料 | 食事料（夕食代） | 食事料（朝食代） |
| 9,800円 | 1,500円 | 700円 |